

# ○調達業務の事前監査の実施に関する通達

昭和 32 年 1 月 14 日

海幕経監第 10 号

海上幕僚監部経理補給部長から各地方総監あて

関連文書：(1) 次発官総第 276 号 (31. 11. 15)

(2) 海幕経監第 5 号 (32. 1. 9)

標記の件に関しては、関連文書第 1 (別添第 1) の通達に対し関連文書第 2 (別添第 2) のとおり決定されたので、その趣旨にそいじ今各地方総監部の全調達業務につきそれぞれ地方総監部監査班 (係) をして事前監査を実施せしめられたい。

添付書類：(1) 次発官総第 276 号 (31. 11. 15)

官庁執務の肅正刷新について

(2) 海幕経監第 5 号 (32. 1. 9)

内部監査の強化について報告

次発官総第 276 号

31. 11. 15

官房長及び各局長・附属機関の長・各幕僚長・統合幕僚会議事務局長 殿

防衛庁次長

官庁執務の肅正刷新について

内局、附属機関及び各自衛隊においては、それぞれ当該所管業務の刷新改善については従来より格別の努力を払い、特に不法、違法事実の発生については、これが防止策として具体的な方法を樹立して充分留意しているところであるが、先般閣議で官庁執務の肅正刷新を図るため、服務規律の確立、責任体制の確立、予算執行の適正化及び内部監査 (特に財務監査) の強化の 4 項目につきこれが具体的実施方法を策定して実施されたい旨の決定

があったので、この際下記事項に留意され、厳正なる服務規律のもとに、適正に事務を処理する責任体制を整え、事務の合理化を行い、会計経理の適正を期し、不正事案の防止につき部下隊員の指導監督に万全を期するよう図らわれない。

## 記

### 1 服務規律の確立

自衛隊法第5章第4節等に規定する服務に関する規定についてその遵守の励行を期するため、同法の服務規定に関する細則として服務に関する基準又は心構え等を整備するとともに、その具体化を図ること。

なお、幹部は下記事項につき格別の注意を払い、単に形式的な監督に留ることなく、実効ある監督を行い、隊員が服務につき国民の疑惑を受けることのないよう部下の指導監督に充分留意すること。

- (1) 執務態度
- (2) 私企業その他の事業への関与
- (3) 秘密の保持（特に秘密交書の取扱）

### 2 責任体制の確立

各部署における事務処理につき責任の所在を明確にし、事務処理を確実にするため、下記事項を検討し実施すること。

- (1) 部課及び室の内部組織を確立し、隊員の所掌事務につきその範囲を明確にすること。
- (2) 決裁者の不在時における代決については、代決の範囲及び代決者を明確にすること。
- (3) 決裁の区分及び専決事項についてその範囲を明確にすること。

### 3 予算執行の適正化について

防衛庁における予算執行の事務は、逐年改善されつつあるところであるが、なおその万全を期するため、会計職員に対しては遵法精神の昂揚、道義心のかん養を図るととも

に、内部監査及び監督を強化して不正不当経理の絶無を期するほか、特に調達事務の運営について下記事項に留意されたい。

- (1) 調達及び補給を計画的、かつ合理的ならしめるため、部隊等における物品の需給状況、特に使用実績、在庫量の確実な把握に努めること。
- (2) 仕様の作成に当っては、それが原価計理、検査等各般に及ぼす影響が大であるから、明確な仕様の作成提示を行うこと。
- (3) 適正価格での契約のためには、なお実地調査をはじめ、資料の収集を図って、予定価格の策定に万全を期すること。
- (4) 調達物品の検査については、検査担当職員の量的充実は限界にあるので、技術職員の充当、研修等によつて質的能力の向上を図ること。
- (5) 不適正調達の事例がともすると年度末調達に発生しやすい要因をもつ傾向に鑑み、特に調達要求者側において計画的調達を図り、調達の均衡化に努めること。
- (6) 各組織間の連絡協調を密にし、要すれば内部部局を通じて、調整を図り、現在の調達組織を原因として生ずることが予想される国の不利益を未然に防止すること。

#### 4 内部監査の強化

従来内部監査は、じ後監査に終始し、それも各種の制約から充分の効果をあげているとはいえない難い実情であつたが、前項の予算執行事務の適正化を図るため、特に内部監査の強化に努めるとともに、監査の重点を中央調達のじ前監査に指向するため、当分の間、現在の組織原則を紊ることなく、かつ予算執行の事務を遅滞させることなしに、調達前のじ前監査実施の可能性について検討の上、監査強化策とともに報告されたい。

海幕経監第5号

32. 1. 9

防衛庁次長 殿

海上幕僚長

内部監査の強化について報告

関連文書：次発官総第 276 号 (31. 11. 15)

官庁執務の肅正刷新について

標記について関連文書のうち第 4 項の内部監査の強化について下記のとおり報告する。

## 記

### 1 調達業務の事前監査について

#### (1) 海上幕僚監部における中央調達業務の事前監査

当幕僚監部が調達実施本部に対して行う調達要求及び当幕僚監部が直接調達を行う業務のうち主要なものにつき次の方針に基き、当幕僚監部経理補給部監査課をして事前監査を実施せしめることとする。

#### イ 事前監査実施の方針

現状以上に調達関係業務を遅延させないことを趣旨とする。

#### ロ 事前監査の範囲対象

##### (イ) 調達実施本部への調達要求のもの

a 要求項目 1 件の予量単位が 30 万円以上のもの。

b 要求項目 1 件の予量総価が 100 万円以上のもの。

##### (ロ) 当幕僚監部が直接調達を実施するもの。

a 要求項目 1 件の予量総価が 30 万円以上で随意契約によるもの。

b 要求項目 1 件の予量総価が 60 万円以上で指名競争契約によるもの。

#### ハ おもな監査事項

(イ) 調達要求対象の仕様、規格の適否

(ロ) 調達要求数量の適否

(ハ) 調達要求時期の適否

(ニ) 調達要求対象の完成期日及び納期日の適否

(ホ) 調達要求対象の納入場所及び使用場所の適否

## ニ 事前監査の実施要領

(イ) 海幕契約審査会、同調達要求審査会に附議されるものについては、それら審査会に当幕僚監部経理補給部監査課長を出席せしめて監査を行わせる。

(ロ) 前記以外のものについては、関係書類により事前監査を行わせる。

### (2) 地方隊における地方調達業務の事前監査

地方総監部経理補給部監査係をして、地方総監部の全調達業務につき事前監査を実施せしめることとし、このため関係規則を改正する。

## 2 監査機構の強化について

部隊の新設、事前監査の実施並びに書面監査の強化にともない会計監査要員の増強をはかる。